

益田市告示第 1 6 6 号

市有地の売払について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項に規定する一般競争入札の方法により売却するため、益田市契約規則（昭和 5 9 年益田市規則第 2 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 2 1 日

益 田 市 長 山 本 浩 章

1 入札に付する事項

(1) 物件名 旧競馬場跡地（開発区域 4 工区内売却地）

区分	地目	所在地	面積（公簿）
土地	雑種地	益田市高津四丁目イ 2 5 3 2 番 1 7	3, 6 6 1 m ²

(2) 予定価格（最低入札価格） 5 5, 3 0 0, 0 0 0 円

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから 3 年を経過しない者、又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 地方自治法第 2 3 8 条の 3 の規定に該当する者
- (4) 益田市の市税を滞納している者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する者
- (7) 役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (9) 入札参加に関して、市から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者
- (10) (6)、(7)及び(8)に掲げる者（以下「暴力団等」という。）と特別の関係を有する者又は暴力団等から委託を受けた者

3 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、別記「入札参加案内」に定めるところにより、1 3 の入札担当課へ申し込まなければならない。

4 入札参加申込期間及び時間等

- (1) 入札参加申込期間及び時間は、令和7年6月4日（水）から令和7年6月11日（水）までの土曜日、日曜日を除く各日午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年6月11日（水）午後5時15分必着）とする。
- (2) 入札参加申込書の提出先は、13の入札担当課とする。

入札担当課は、提出された入札参加申込書に受付印を押印し、その写しを当該申込書の持参者に交付する。

5 入札の日時及び場所

日時 令和7年7月1日（火）14時00分から

場所 島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分館 B会議室

6 入札方法等

入札方法等は、次に掲げるところによる。なお、細部は別記「入札参加案内」に定めるところによる。

- (1) 入札書は、直接持参するものとし、電報、電送又は郵便による入札は、認めない。
- (2) 代理人をもって入札する場合には、委任状を持参しなければならない。
- (3) 入札者及びその代理人は、当該入札において同時に他の入札者の代理人になることはできない。
- (4) 入札開始前に入札参加申込書の写し（受付印のあるもの）を提出すること。

7 入札保証金

入札保証金は、これを免除する。

8 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、次に掲げるところによる。

- (1) 落札者は、予定価格以上の価格であって最高価格を入札した者とする。
- (2) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定する。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 2の入札参加資格を満たさない者がした入札
- (2) 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- (3) 入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (4) 入札者が2以上の入札（その代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約の締結

契約の締結は、次の各号に掲げるもののほか、細部は、別記「入札参加案内」に定めるところによる。

(1) 契約

落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結する。

(2) 契約の名義及び契約に要する費用

ア 契約は必ず「買受人」名義で行うこと。

イ 契約書に添付する収入印紙その他の契約に要する費用は、買受人の負担とする。

(3) 契約保証金

買受人は、契約の締結と同時に契約金額の10%以上の契約保証金を納付する。契約保証金には、利息を付さないものとする。

1 1 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた金額）は、契約締結の翌日から起算して60日以内に納入することとし、納入期限までに完納されない場合は、契約を解除する。この場合において、契約保証金は、返還しない。

1 2 所有権の移転

所有権は、買受人が売買代金を完納したときに買受人に移転するものとし、市において売買代金の完納を確認した後、所有権移転登記を行う。

1 3 入札担当課

総務部総務管財課（資産管理係） TEL（0856）31－0605